

平成28年 第4回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 平成28年 4月26日 (火) 10時00分  
 場 所 南庁舎 2階 会議室2

○提出議題 (19件)

- 高農議第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出審議のこと(1)
- 高農議第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出審議のこと(5)
- 高農議第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明のこと(1)
- 高農議第21号 平成28年度の年間活動計画を定めることについて(1)
- 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(4)
- 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知のこと(2)
- 協議事項 市街化区域内の農地転用に係る事前協議のこと(2)

○出席委員 (18名)

1番	吉田 正俊	2番	三好 寛
3番	位田 貴佳	4番	(欠員)
5番	(欠員)	6番	前橋 秀夫
7番	長田 壽之	8番	今竹 一史
9番	山下 泰男	10番	松本 泰明
11番	松本 貞夫	12番	駒井 昭久
13番	梶原 順一	14番	藤井 陽一
15番	石原 清吾	16番	松本 稔
17番	中住 孝三	18番	中森 均
19番	石堂 良信	20番	池野 勤

○欠席委員 (なし)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (4名)

事務局	事務局長	新谷 康祐
〃	主 幹	益井 清隆
〃	係 長	神吉 秀明
〃	事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局 (1名)

産業振興課長	増田 さと子
--------	--------

## 議 事 内 容

事務局

皆さん、おはようございます。第4回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第15号～第21号までの11件、報告第7号～第8号の6件、協議事項が2件、併せて19件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第4回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により11番の松本委員さん、12番の駒井委員さん、よろしくをお願いいたします。それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。**高農議第15号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

高農議第15号は農地法第3条の許可申請で、1件でございます。

(高農議第15号、1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、いずれも農地法3条2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。1番を阿弥陀地区お願いします。

12番

事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。

議 長

地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第15号は承認されました。続きまして**高農議第16号**「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

高農議第16号は農地法第4条の許可申請で、1件でございます。

(高農議第16号、1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、いずれも農地法4条2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。1番を北浜地区お願いします。

15番

事務局の説明どおりです。北浜地区委員としても問題ないと思います。

議 長

地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第16号は承認されました。意見を附して県に進達いたします。続きまして**高農議第17号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 高農議第17号は農地法第5条の許可申請で、1件ございます。  
(高農議第17号、1番を読み上げる)  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。  
1番について伊保地区、お願いします。

3番議長 事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。  
地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませ  
んか。ご異議はございませんか。

各委員議長 (「異議なし」の声あり)  
異議の声がありませんので、1番は承認されました。これで高農議第17号は  
承認されました。続きまして高農議第18号「農地法第4条第1項第7号の規定  
による届出審議のこと」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 高農議第18号は農地法第4条の届出で、1件ございます。  
(高農議第18号、1番を読み上げる)  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。  
1番について米田地区、お願いします。

8番議長 事務局の説明どおりです。米田地区委員としても問題ないと思います。  
地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませ  
んか。ご異議はございませんか。

各委員議長 (「異議なし」の声あり)  
異議の声がありませんので、1番は承認されました。  
これで、高農議第18号は承認されました。続きまして高農議第19号「農地  
法第5条第1項第6号の規定による届出審議のこと」を議題といたします。事務  
局説明願います。

事務局 高農議第19号は農地法第5条の届出で、5件ございます。  
(高農議第19号、1番～5番を読み上げる)  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。  
1番～3番について曾根地区、お願いします。

7番議長 事務局の説明どおりです。曾根地区委員としても問題ないと思います。  
地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませ  
んか。ご異議はございませんか。

各委員議長 (「異議なし」の声あり)  
異議の声がありませんので、1番～3番は承認されました。続きまして4番に  
ついて米田地区、お願いします。

8番議長 事務局の説明どおりです。米田地区委員としても問題ないと思います。  
地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませ  
んか。ご異議はございませんか。  
異議の声がありませんので、4番は承認されました。続きまして5番について

伊保地区、お願いします。

3 番  
議 長

事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。  
地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませ  
んか。ご異議はございませんか。

各委員  
議 長

(「異議なし」の声あり)  
異議の声がありませんので、5番は承認されました。これで高農議第19号は  
すべて承認されました。続きまして高農議第20号「相続税の納税猶予に関する  
適格者証明のこと」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局

高農議第20号は1件ございます。  
(高農議第20号、1番を読み上げる)

以上です。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。  
1番について伊保地区、お願いします。

3 番  
議 長

事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。  
地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませ  
んか。ご異議はございませんか。

各委員  
議 長

(「異議なし」の声あり)  
異議の声がありませんので、1番は承認されました  
これで高農議第20号は承認されました。続きまして高農議第21号「平成年度  
の年間活動計画を定めることについて」ですが、事務局説明願います。

事務局

(別冊資料にて説明)

議 長

続きまして報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと」を  
報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第7号は相続による所有権移転の届出で、4件ございます。  
(報告第1号～4番を読み上げる)

以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、伊保、曾根、阿弥陀地区、補足す  
ることはありますか。

各委員  
議 長

事務局の説明どおりです。地区委員としても問題ないと思います。  
続きまして報告第8号「農地法第18条第6項の規定による届出のこと」を報  
告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第8号は双方合意による解約の届出で、2件ございます。  
(報告第1号、2番を読み上げる)

以上です。

議 長

続きまして協議事項「市街化区域内の農地転用に係る事前協議のこと」を報告  
いたします。事務局、説明願います。

事務局

協議事項は「市街化区域内の農地転用に関する専決処理規程にかかる内規」に  
基づく事前協議書が提出されたもので、2件ございます。

(協議事項、1番、2番を読み上げる)

なお、4月20日頃に開発行為許可の見込みです。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。曾根地区、お願いします。

7 番 事務局の説明とおりです。曾根地区委員としても問題ありません。

議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議の声がありませんので、この事前協議は承認されました。

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時55分

議事録署名委員

松本貞夫委員

駒井昭久委員